

日建連における社会保険 未加入対策等への取り組み

—社会保険加入促進計画の策定—

社団法人日本建設業連合会

1. はじめに

(1) 日建連における人材確保・育成の取り組み
建設業界は、長期にわたる建設投資の減少、価格競争の激化により労働環境の劣化が進み、建設就労者の離職と若年者の入職減少が続いてきた結果、今正に建設技能者の不足が顕在化している。建設技能者の確保・育成、および就労環境の整備は、今後の建設産業が維持発展していくために、一段と重要性を増している。

日本建設業連合会（以下「日建連」という）では、平成21年4月、近年の建設技能者の高齢化や新規入職者の減少、定着率の低下等による熟練技能者の不足が近い将来、建設産業の根幹を揺るがすことになるという危機感から、以下の6項目からなる『建設技能者の人材確保・育成に関する提言』を行い、その推進に取り組んでいる。

① 技能者の賃金水準の引き上げ

- ・優良技能者の標準目標年収を600万円以上と定め、優秀な職長への手当支給の前提となる「優秀な職長を評価・認定する制度」の整備、さらに認定された優良技能者への職長手当の導入、拡大を図っている。会員企業のうち、職長手当制度の導入企業は、平成24年4月現在12社と着実に増加している。
- ・優良技能者への職長手当制度は、制度モデル、

先行事例を参考に、会員企業での導入拡大に努めるとともに、すでに導入された会員企業に対しては、その展開範囲、内容等の拡充を働きかけている。

② 建退共制度の加入促進

- ・民間工事での建退共証紙代の積算算入に努め、民間工事での制度適用標識シールの掲示など、下請け企業からの証紙請求の促進に資する環境整備に取り組んでいる。会員企業のうち、民間工事での証紙コストの積算算入を実施した企業は、平成24年4月現在11社となっている。
- ・建退共本部の展開する加入促進活動、加入促進強化月間への積極的支援を通じて、下請け企業の建退共に関する意識向上を促している。

③ 重層下請け構造の是正（原則3次以内）

- ・急な応援を抑制する工程管理、下請け企業による技能者の社員化につながる平準発注や計画発注、重層構造解消に取り組む下請け企業への優先発注など、元請けとして率先した取り組みに努めるとともに、下請け次数の目標設定の一層の推進を図っている。会員企業のうち、重層下請けの次数目標設定企業は、平成24年4月現在19社となっている。
- ・主任技術者の配置、偽装請負の排除など関係法令遵守の啓発と徹底に向けて、教宣資料を作成している。

④ 建設技能者の育成支援

- ・社団法人建設産業専門団体連合会と協力し、ス

キルアップサポート制度を導入し、技能資格を有する若年建設技能者に対し、資格取得費用の一部を補助金として拠出している。

- ・富士教育訓練センターと協力し、工業高校教師および専門工事業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助している。

⑤ 作業所の労働時間の短縮等の労働環境の改善

- ・平成24年度から毎月第2土曜日を統一土曜閉所日として、作業所の日曜全閉所および土曜50%閉所を目指すべく、ポスターを作成、会員企業の現場に広く配布して、その普及拡大に努めている。
- ・建設技能者の労働環境の改善に努めるため、毎年10月を「建設技能者のゆとり創出月間」として、職場環境の一層の改善に取り組んでいる。
- ・平成22年度から日建連独自に「快適職場表彰制度」を創設し、会員企業の作業所のうち、特に素晴らしい快適施設の設置、快適施策を行っている作業所を表彰している。

⑥ 技能労働者の確保のための広報活動の強化

(2) 社会保険未加入対策への取り組み

国土交通省では平成23年6月に策定された「建設産業の再生と発展のための方策2011」の中で、社会保険等の未加入企業が多いことが技能労働者の処遇を低下させ、若手入職者減少の一因となっていると指摘した上で、建設業における社会保険未加入問題への対策を進めていくこととされた。

社会保険の加入促進は、日建連としても建設技能者の高齢化、入職者の減少といった問題を解消していく上で重要な課題であると認識している。しかしながら、この問題はこれまで手を付けられなかった難しく、建設業界にとって重い問題であり、その実現には相当な困難を伴うため、行政、元請け企業、下請け企業等の関係者が一体となって、それぞれの役割を果たすことが肝要である。

こうした点を踏まえ、日建連では、元請け企業としての責務を果たすべく、「社会保険加入促進計画」を策定し、その促進に取り組んでいるところである。

併せて、行政に対しては、社会保険等の加入促

進について実効の上がる対策を主導的に取り組むことはもとより、さらに関連して派生する課題への対応等について積極的に働きかけていく。

2. 社会保険加入促進計画 (平成24年4月19日策定)

(1) 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請け企業、下請け企業等が一体となって推進していくことが必要である。

日建連は、元請け企業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、派生する問題である重層下請け構造の是正、法定福利費の計上、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強く求めていく。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう当然に配慮すべきである。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性が上がる措置を一齐に適用する必要がある。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一齐適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組の構築を検討していかなければならない。

なお、今後、会員企業144社に対して、下請け企業を含めた、社会保険等の加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

(2) 取り組みの内容

① 期 間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

② 団体が取り組むべき対策

- 1) 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画
 - ・建設業担当部局，社会保険担当部局，学識経験者，建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し，元請けの立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法，実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。
- 2) 会員企業への周知
 - ・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに，会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。
- 3) 専門工事業団体との連携
 - ・社団法人建設産業専門団体連合会と連携し，専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに，加入促進を図るための施策を検討する。
- 4) 就労履歴管理システムの構築等
 - ・就労者情報の集約管理による省力化，効率化を図るとともに，事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため，就労履歴管理システム，または保険加入チェックシステムの構築，あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について，国と一体となった検討体制に参画して，実用化に向けた検討を進める。
- 5) 法定福利費等の確保
 - ・国と一体となって見積もり・契約・支払いにおける法定福利費の取り扱いについて検討する。
 - ・民間発注者団体に対して，法定福利費の確保を働きかける。
 - ・会員企業に対して，下請け契約の見積もり時から法定福利費を適正に確保するとともに，専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。
 - ・法定福利費に併せて，建退共制度について，建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。
- 6) 適正工期の確保
 - ・適正な工期の設定は，労働環境の悪化を防ぎ，結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握，国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請，パンフレット等による民間発注者への働きかけを行

う。

7) 重層化の改善

- ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し，会員企業への周知徹底を図る。

- ・下請け契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請け企業の選定，さらには同主旨の下請け企業に対する指導を会員企業に要請する。

8) 実効性のある低入札防止対策の徹底

- ・国，地方自治体等の発注者に対して，実効性のある低入札防止対策の実施を求める。

③ 会員企業が自ら実施すべき対策

1) 保険加入状況の確認および指導

- ・下請け企業に対して，協力会社会ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。

- ・下請け企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに，未加入企業に対して保険加入を指導する（2次下請け以降は1次下請け経由で指導）。

- ・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに，未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する（2次下請け以降は1次下請け経由で指導）。

2) 法定福利費等の確保

- ・発注者との見積交渉，入札，契約に当たり，発注者の理解を得ながら，適正な法定福利費の計上に努める。

- ・下請け企業に対して，下請け契約の見積もり時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。

- ・法定福利費に併せて，建退共制度加入に必要な費用も同様の取り扱いとなるよう取り組む。

3) 重層化の改善

（上記②7）の教宣資料の作成を受けて，以下の事項について取り組む）

- ・下請け企業に対して，「一人親方」「偽装請負」など，職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック，指導を行うとともに，適法な下

請け企業の選定，さらには同主旨の再下請け企業への指導を求める。

- 4) 保険未加入企業および未加入の作業員の排除
- ・平成29年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階），保険未加入企業との契約を禁止することや，未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

3. 行政に対する要請

① 実効性の上がる保険未加入企業の排除

- ・建設業法に基づく建設業の許可，あるいは許可更新時に，社会保険等の加入状況を許可要件とするなど，実効性のある措置の実施を求める。
- ・本施策の全国の行政および発注部局，さらには全発注者への指導徹底を求める。併せて，上記施策の進捗状況の公表を求める。

② ガイドラインの作成

- ・元請け企業による下請け指導や下請け企業による取り組みについて，現場や事業所での施策の徹底を図るとともに，混乱の回避や過度な負担を避けるべく，本施策実施に当たってのガイドラインの作成を求める（すでに本年7月，国土交通省において作成済み）。

③ 関係行政部局との連携強化

- ・社会保険担当部局による未加入企業および未加入者に対するさらなる厳格な対応を求める。
- ・厚生労働省，日本年金機構等との全国的な連携体制による保険加入状況等の調査，指導等を求める。
- ・社会保険加入状況の情報開示および資料提供を求める。

④ 就労履歴管理システムの構築

- ・就労者情報の集約管理による省力化，効率化を図るため，就労履歴管理システムの構築，あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用を求める（各企業の社会保険の加入状況も公開情報とする）。
- ・本システムには，建設業法に基づく各種申請業務や所有資格情報等を一元管理し，共有化した

効率的な運用による手間と経費の軽減等が期待される。本システムが建設産業にとって画期的なものとなるよう行政としての課題の整理を求める。

- ・本システムの構築に向けたロードマップの作成を求める。

⑤ 重層下請構造の改善

- ・技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請け負禁止の確認，および主任技術者の配置の徹底に向けた運用を求める。
- ・「一人親方」「偽装請負」に歯止めをかけるため，職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性の判断基準の作成，および周知徹底等を求める。さらに一定程度の理解が得られた段階において，同法の厳格な運用を求める。
- ・全国全ての発注部局および民間発注者において，工事の平準化発注，および発注者に起因する着工遅れの解消，ならびに適正工期の確保がなされるよう指導徹底を求める。

⑥ 法定福利費等の計上および民間発注者への指導

- ・見積書に計上する「工事費の法定福利費の算出基準」の作成を求める。
- ・法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとした，「発注者・受注者間における建設業法法令遵守ガイドライン」の周知徹底を求める。
- ・上記算出基準に基づく法定福利費の請負契約への適用，および受発注者の法令遵守ガイドラインの民間発注者への指導徹底を求める。
- ・保険未加入対策に併せて実施することが効果的であると考えられる建退共制度の加入促進策の検討を求める。

⑦ 社会保険加入促進による影響・効果の把握とその対応策の検討

- ・業者数，従業員数，就労者数の増減等，施策に対する評価，レビューを行い，その状況に応じた施策実行の見直しの検討を求める。

⑧ 工程表の作成

- ・各施策の段階的な目標・達成レベルを明示した工程表の作成を求める。